

枚方市介護事業者等指導実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市介護保険サービス事業者等指導及び監査指針（以下「指針」という。）に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。）を担当する者若しくは法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を担当する者又はこれらの者であった者（以下「介護保険施設等」という。）に対する指導方法等を定めるものとする。

(体制)

第2条 指導は、健康福祉部福祉指導監査課が実施する。

(対象)

第3条 集団指導及び運営指導の対象については、次のとおりとする。

(1) 集団指導

原則として、集団指導を実施する年度の4月1日現在指定又は許可を受けている介護保険施設等を対象とする。ただし、保険医療機関等において、法第71条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（以下「みなし事業者」という。）については、必要と思われるみなし事業者を対象とすることができる。

(2) 運営指導

指針第3条(2)①に定める一般指導及び合同指導の対象については、次のとおりとする。

ア 一般指導

みなし事業者を除く介護保険施設等の中から選定する。ただし、市長が必要と認める場合は、みなし事業者も対象とすることができる。

イ 合同指導

市長が厚生労働大臣と協議の上選定する。

(運営指導の実施方法)

第4条 運営指導の実施方法については、以下のとおりとする。

- (1) 運営指導の実施に当たって、当該介護保険施設等から事前に書類等の提出を求める必要がある場合は、指針第5条(1)①に定める実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記する。
- (2) 運営指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、運営指導の進捗状況により、通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該介護保険施設等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、運営指導を中断し、その日以降において市長が定める日に、運営指導を再開する。
- (3) 運営指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- (4) 運営指導終了後、運営指導担当者は運営指導の結果を、市長に報告する。

(関係行政機関等との連携)

第5条 運営指導に際しては、関係行政機関等と連携を図り実施するものとし、必要に応じて情報交換等を行う。

- 2 運営指導終了後において必要がある場合は、指針第7条第1項の通知(以下「結果通知」という。)及び同条第2項の報告の内容について、関係行政機関等に情報提供を行うことができる。

(報酬請求指導における自主点検の指導等)

第6条 指針第3条(2)①に定める報酬請求指導において、指針第2条に定める基準等を満たしていない場合には、適切なサービスの実施となるよう改善指導を行うとともに、基準等を満たしていない部分について、自己点検の上、過誤による調整を求める。

- 2 前項の指導は、結果通知において行う。併せて、前項の自主点検及び過誤による調整の結果は、文書にて報告を求める。

(様式)

第7条 運営指導の実施に関し必要な様式については別に定める。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日(一部改正)

- 3 平成 27 年 4 月 1 日（一部改正）
- 4 平成 30 年 4 月 1 日（一部改正）
- 5 平成 31 年 4 月 1 日（一部改正）
- 6 令和 2 年 6 月 24 日（一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。